コード番号
５１６

第一工科大学研究倫理について（指針）

１　目　的

本指針は、本学の学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的として研究を遂行する上で求められる研究者の行動・態度の倫理的基準を示すものである。

２　研究の基本

（１）研究者は、良心と信念に従って、自らの責任で研究を遂行し、不当な圧力により研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。

（２）研究者は、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。

（３）研究者は、国際的に認められた規範、規約及び条約等、国内の法令、告示等及び本学の諸規定を遵守しなければならない。

３　定　義

（１）「研究者」には、本学の構成員、学生などすべての者をいう。

（２）「研究」には、研究計画の立案、計画の作成、計画の実施、成果の発表・評価にいたる全ての過程における行為、決定及びそれに付随するすべての事項を含むものとする。

（３）「発表」とは、自己の研究に係る新たな知見・発見又は専門的知見を公表する全ての行為を含むものとする。

４　研究者の態度

（１）研究者は、自己の専門研究が及ぶ範囲を自覚し、他分野の専門研究を尊重するとともに、自己研鑽に努めなければならない。

（２）研究者は、他の国、地域、組織等の研究活動における、文化、慣習、規律の理解に努めなければならない。

（３）研究者は、共同研究者が対等なパートナーであることを理解し、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。研究協力者、研究支援者等に対しては、謝意を持って接しなければならない。

（４）研究者は、学生が共に研究活動に関わるときは、学生が不利益を蒙らないように十分なる配慮をしなければならない。

（５）研究者は、自己の研究計画について、分りやすく、明瞭に説明できるよう努めなければならない。

（６）研究者は、研究遂行中において、計画進捗状況の自己点検を行い、適切な時期に途中経過の報告ができるように努めなければならない。

５　研究のための情報・データ等の収集

（１）研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法、手段で、研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。

（２）研究者が、研究のために資料、情報、データ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲において収集するように努めなければならない。

6　インフオームド・コンセント

（１）研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報・データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等について分り易く説明し、提供者の書面による同意を得なければならない。

（２）書面による同意は、未成年者の場合は本人及び保護者から、年少者及び障害者等で本人の同意を確認することが困難な場合にあっては、保護者等から得なければならない。

（３）組織、団体等から、当該組織、団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も前項に準じるものとする。

7　個人情報の保護

研究者は、プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報、データ等で、個人を特定できるものは、これを他に洩らしてはならない。

8　情報・データ等の利用及び管理

（１）研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等の滅失、漏洩、改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

（２）研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等を適切な期間保存しなければならない。但し、法令又は規程等に保存期間の定めのある場合は、それに従うものとする。

9　機器、薬品・材料等の安全管理

（１）研究者が、研究実験において研究装置・機器等及び薬品・材料等を用いるときは、関係取扱い規程、要領等を順守し、その安全管理に努めなければならない。

（２）研究者は、研究の過程で生じた残渣物、使用済みの薬品・材料等について、責任をもってその最終処理をしなければならない。

10　研究成果発表の基準

（１）研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、公表しなければならない。但し、産業財産権等の取得及びその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないものとすることができる。

（２）研究成果は、学問的誠実性と論理的忠実性によって導かれた、新たな知見、発見であることに鑑み、研究者は、他者の成果を自己の成果として発表してはならない。

（３）研究者は、研究成果の発表に際しては、先行研究を精査し尊重するとともに、他者

の知的財産権を侵害してはならない。

（４）研究成果発表における不正な行為は、大学及び研究者に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを研究者は自覚し、次に掲げる不正な行為は、絶対にこれをしてはならない。

ア　捏造（存在しないデータ、研究結果等を作成すること。）

イ　改ざん（研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。）

ウ　盗用（他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。）

この他、他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップなども不正行為として認識されている。

（５）研究発表における不適切な引用、引用の不備、誇大な表現、都合のよい誤解をさせる表現等は、不正行為とみなされる恐れがあり、研究者は、適切な引用、誤解のない完全な引用、そして真摯な表現をしなければならない。

11　オーサーシップの基準

研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の創意性に十分な貢献をしたと認められる場合に、適切なオーサーシップを認められる。

12　研究費の取扱基準

（１）研究者は、研究費の源泉が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団等からの助成金、寄付金等によって賄われていることを常に留意し、研究費の適切な使用に努め、その負託に応えなければならない。

（２）研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。

（３）研究者は、研究費の使用に当たっては、法令、「第一工科大学予算委員会規程」「第一工科大学個人研究費規程」「第一工科大学科学研究費使用に関する取扱規程」「第一工科大学科学研究費間接経費取扱要領」「第一工科大学科学研究費不正防止計画」「第一工科大学における研究活動に係る行動規範」及びその他関係諸規程を遵守しなければならない。

（４）研究者は、証拠書類等を適切に管理し、実績報告においては、研究遂行の真実を明瞭に記載しなければならない。

13　他者の業績評価

（１）研究者が、レフリー、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価に係わるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準、審査要綱等に

従い、自己の信念に基づき評価しなければならない。

（２）研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。当該業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

14　管理体制

（１）研究倫理を保持するための運営・管理の体制は、次による。

ア　最高管理責任者は学長

イ　統括管理責任者は工学部長

ウ　部局責任者は各学科長、共通教育センター長及び東京上野キャンパス長

（２）部局責任者は、必要な指導・助言及び研究倫理の保持に関する教育を行わなければならない。

15　本学の責務

（１）本学は、研究者の研究倫理意識を高揚するために、必要な啓発、倫理教育の計画を策定し、実施するものとする。

（２）本学は、この指針の運用を実効あるものにするため、研究者の研究倫理に反する行為に対しては、研究費の返還、研究費応募資格の停止、措置内容の公表、懲戒処分など適切な措置を講じるものとする。

（３）本学は、研究に関して、不当又は不公正な扱いを受けた者からの苦情、相談等に対応するため「受付窓口」を設けるものとする。

（４）前３項の目的を達成する役割は、教務委員会がもつ。

16　事　務

この指針に関する事務は、庶務課が取り扱う。

17　改　廃

この指針の改廃は、「教務委員会」の議を経て、「教授会」で決定する。

附　則

１　この指針は、平成 20 年４月１日から施行する。

２　この指針は、平成 27 年４月１日から施行する。

３　この指針は、平成 31 年４月１日から施行する。

４　この指針は、令和　３年４月１日から施行する。